

議案第115号

財産（土地）の無償貸付について

次のとおり財産（土地）を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 無償貸付する財産及び数量

北上市川岸一丁目7番5号 外8筆

10,063.87平方メートル

2 無償貸付の目的

大型工場の新設や関連事業者等の進出が進み、市の情勢が変化していることから、公民連携により土地の高度利用化を図るものである。

3 無償貸付の相手方

岩手県北上市相去町旧舘沢20番地1

北上駅東口都市開発株式会社

代表取締役社長 西尾高登

4 無償貸付する契約の期間

令和2年3月12日から令和32年3月11日までとする。契約期間は更新することができるが、市が合理的な理由をもって異議を述べた場合はその限りではない。

令和2年3月12日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

北上駅東口駐車場土地の高度利用化を図るため、土地を無償で貸し付けしようとするものである。

無償貸付する土地の位置図



所在	地番	地積 (㎡)
岩手県北上市川岸一丁目	7-5	20.58
	7-7	8.35
	10-3	3.49
	11-14	1,290.75
	11-15	3,326.76
	11-16	4,992.49
	32-9	157.00
	32-14	205.07
	300-4	59.38
合計		10,063.87